

羽村市リサイクル品販売事業の実施に関する協定書

羽村市リサイクル品販事業の実施について、羽村市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人障害者団体連絡会そよかぜ（以下「乙」という。）との間に下記のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、羽村市リサイクル品販売事業実施要綱（平成13年3月30日付、羽市環発第13073号）第11条に基づき、甲と乙がリサイクル品販売事業の実施に関する必要な事項を定め、もって、ごみの減量及び再使用に関する市民意識の高揚を図るとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生用廃棄物 甲が収集し又は甲に持ち込まれた廃棄物のうち、再使用に適するものをいう。
- (2) 再生品 再生用廃棄物に簡単な修理等を施して再生したものをいう。
- (3) リサイクル品販売事業 再生品の販売によって前条に掲げる目的を達成しようとする事業をいう。
- (4) リサイクル品販売所 リサイクル品販売事業を実施する施設をいう。

（リサイクル品販売所の設置）

第3条 乙は、リサイクル品販売所を、羽村市緑ヶ丘5丁目11番地9福祉作業所第2ひばり園内に設置するものとする。ただし、甲乙協議の上、臨時のリサイクル品販売所を設置できるものとする。

（事業実施の形態）

第4条 リサイクル品販売事業は、乙において行う。

2 乙は、リサイクル品販売事業の事業計画を甲と協議して定め、同事業を実施するものとする。

（役割の分担）

第5条 リサイクル品販売事業の安定的運営を図るため、甲及び乙は、次の各号に定める役割を分担するものとする。

（1） 甲の役割

- ア 再生用廃棄物の確保及び無償提供
- イ 再生用廃棄物の修理、再生並びに再生技術の向上のための支援
- ウ 市広報等によるリサイクル品販売事業の市民への周知
- エ その他必要な協力

(2) 乙の役割

- ア リサイクル品販売事業の実施に必要な従事者の確保
- イ 再生用廃棄物の修理、再生並びに再生技術の向上
- ウ 再生品の有効かつ適正な処分
- エ リサイクル品販売事業の適切な推進
- オ その他リサイクル品販売事業の推進に必要な事項

(再生用廃棄物の所有権)

第6条 甲が乙に引き渡した再生用廃棄物の所有権は、乙に帰属するものとする。

(再生用廃棄物等の返却)

第7条 乙は、引き渡しを受けた再生用廃棄物で再生品にできなかった物又は販売できなかった物について、甲に無償で返却できるものとする。

(経費の負担)

第8条 リサイクル品販売事業に要する経費は、乙の負担とする。ただし、第5条第1号にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 再生品の売上金は、乙がリサイクル品販売事業に要する経費に充てるものとする。

(事業の実施方法)

第9条 リサイクル品販売事業の実施方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 甲は、リサイクルセンターに搬入された再生用廃棄物を確保し、リサイクルセンターにおいて、乙に引き渡すものとする。
- (2) 再生用廃棄物のうちリサイクル品販売事業の対象とするもの（以下「対象品」という。）は、当分の間、家具・木工製品及びその他の家庭用品とする。
- (3) 対象品の判定基準は、概ね次のとおりとする。
 - ア 簡単な補修、洗浄、汚れ落としなどで再利用品となるもの
 - イ 分解、再組立て若しくは素材加工に特殊な技術又は特別な工具、部品等を必要としないもの
 - ウ 再生品となった場合において、市民が購入可能なもの

2 リサイクル品販売所の運営体制は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 開所日は、月曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く）とする。
- (2) 開所時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、乙は、甲と協議してこれを変更し、または臨時に開所日、休所日を指定することができることとする。
- (3) 管理・運営は、乙の職員及び会員により行うものとする。

(台帳等の作成)

第10条 甲は、乙に引き渡す再生用廃棄物の品名、形状等を記した引き渡し台帳及び管理カードを作成し、再生用廃棄物に管理カードを付けて乙に引き渡すものとする。

2 乙は、管理カードに販売価格、販売日を記録し、甲に返送するものとする。また、別に再生品の販売状況等を記録し、管理するものとする。

(再生品の販売)

第 11 条 乙は、再生品に適正な価格を設定し、販売するものとする。

(法令運用等)

第 12 条 リサイクル品販売事業にかかる再生品の処分等を行うための法令運用並びに事故対策等は、乙が一切の責任をもって行わなければならない。

(賠償責任保険の加入)

第 13 条 乙は、再生品の販売に伴って発生した事故の対策として、賠償責任保険へ加入するものとする。

(報告書の提出)

第 14 条 乙は、リサイクル品販売事業の実施状況について、当該年度終了後速やかに甲に報告書を提出するものとする。

(協定の解除)

第 15 条 甲乙いずれか一方がこの協定に違反したときは、その相手方はいつでもこの協定を解除できるものとする。

(協定の期間)

第 16 条 本協定の期間は、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の 6 月前までに甲乙いずれか一方から書面による異議の申し出がないときは、さらに 1 年間この協定を継続するものとし、その後において期間が満了したときもまた同様とする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 13 年 4 月 1 日

甲 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1

東京都羽村市

代表者 羽村市長 井 上 篤 太 郎

乙 東京都羽村市五ノ神二丁目 6 番地 7

特定非営利活動法人障害者団体連絡会そよかぜ

代表者 理事長 島 田 博 司